

第774回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年4月5日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
7 番 黒岩 重光	8 番 田村 磨利	10 番 西山 讓
11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之	13 番 細川 壯
14 番 細川 秀信	15 番 松本 功	16 番 保田 稔
17 番 山口 一晴		

4. 欠席者（1名）

9 番 所谷 頼尚

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 三好 慶典

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

議案第3号 宿毛市農用地利用集積について

- 議長　　これより774回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、16番保田稔委員、17番山口一晴委員にお願いします。
なお、9番所谷頼尚委員より宿毛市農業委員会規定第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。
- 議長　　これより議事に入ります。
- 議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。
- 事務局員　　それでは説明させていただきます。
番号1号です。場所は2ページに位置図をつけております。二ノ宮の東製材の譲受人の家の近くの農地2筆になります。こちらは竹が生えている所もあるようですが、譲り受けて野菜を作るという計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた山本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書、契約書等も添付されております。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号2号です。場所は3ページに位置図をつけております。神有の集会所からさらに400mほど楠山側に進んだところにある3筆で、道の左手に1筆、右に2筆分かれております。前回の総会でも説明させていただきましたが、この案件も1つの申請書で、譲受人は1人だけれど譲渡人は2人いるケースのものです。よって議案書では2件あるような記載になっておりますが、番号は2番の1つだけとなっております。少し混乱しそうですが、こういう形での申請も認められており、問題はありませぬので申し添えます。ここでは主に栗を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号3号です。場所は4ページに位置図をつけております。錦の集会所の近くの農地2筆になります。譲受人は両親と世帯は別になっているけれど、一緒に農業を行っているということでした。ここでは、水稻を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等

も添付されており、農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号4号です。場所は5ページに位置図をつけております。どちらも戸内の田んぼではありますが、少し離れておりまして、1筆は平田小学校近くの田、もう1筆は戸内橋から1kmほど戸内川沿いに奥に入った田になります。平田小近くの農地ではブロッコリーを作り、もう1筆の農地では水稻を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた山行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして、1番について川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに1番朗読】

もう大阪の方へ帰って、この人も家も何にもない、帰るところもない、税金払ったりそういうことができなくなり、歳もとっており、ちょうど家の上下なので、こっちで作ってということになり無償になっています。

譲受人の耕作状況は、376aです。よろしくをお願いします。

○議長 続きまして、2番について橋上地区担当の濱田委員さんお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに2番朗読】

現場を有田さんと確認しました。そして大阪の方に出ている●●●●さんは警察官をしてもう77歳で、60年位橋上の方には帰っていない。

そして、●●●●●さんはお母さんです。お母さんも向こうに連れて行って今、こちらにはもう帰る気はないということでもあります。そういった中でこの話があり、本人にも大阪の方にも2回ほど電話をして確認をしてよろしくをお願いしますとのことでした。

○議長 続きまして、3番について錦地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 【議案書をもとに3番朗読】

双方に電話しました。昨年も●●さんはたびたび申請が出ており今回は電話で確認いたしました。贈与になります。よろしくをお願いします。

- 議 長 続きます、4番について戸内地区担当の岩本委員さんお願いします。
- 岩本委員 **【議案書をもとに4番朗読】**
お父さんの野口さんは無職ですが、息子さんと一緒に建設業を手伝っています。先日3人で現地で話をしました。何分もう既に会社も息子に譲って、農業ももう何年か前から親子で一緒に、最近は孫も一緒にやっていますので何も問題ないと思います。どうぞよろしくお願いしますということで、よろしくお願いします。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。
- 議 長 ご意見ご質問など特にごございませんか。
- 議 長 2番の案件は、非農地証明が前回でたところと一緒にの所ではないかね。
- 川島委員 いや違う。あれは手前のところ。つながっているけど違う。
- 議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 それでは採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」5件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、議案第1号5件については、許可することに決しました。
- 議 長 続きます、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

受付番号1番。申請場所、議案書7ページの位置図を見ていただきたい
と思います。所在地、港南台、港南台の中央通り右折。ずっと奥に入って
奥から2番目の通路を右折した突き当たりの山ぎわの土地になります。

申請人は、仕事（漁業、珊瑚採取）の効率上から住居の近くに漁業用倉
庫が必要であったが現在の住宅近くに適地がなかった事より申請地に一般
住宅、漁業用倉庫、作業場を建築しようとするものです。

なお、現在住んでいる住宅については、既に売買契約を結んで今回の転
用後住居を建てるということですので、売買するという事になっており
ます。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書
類は添付されております。一般住宅、漁業用倉庫、作業場建築に伴う農地
転用面積は691㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費
1,000万円、土地造成費及び建築費3,200万円計4,200万円
を、自己資金は200万円、借入金4,000万円で賄うということです。
農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区
域内の農地のことより第3種農地と判断されることより、転用に支障なし
と考えております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で
す。

○議長 続きます、受付番号1番について、西地区担当の山口委員さんお願い
します。

○山口委員 **【議案書をもとに1番朗読】**
双方に連絡を取りまして、間違いないのでよろしくお願いしますという
ことです。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質
問はございませんか。

○川島委員 これはあれですか、登記簿は山林になっちょうがやけど、現況が畑なら
やっぱ農業委員会にかけないかんがかえ。

○事務局長 そうです。原則ですね農地法は、現地主義ということになっていましてね。
それで、こういうケースはあまり出てきませんが、港南台とか四季の丘
それと税金対策と言ったらおかしいですけど極端な言い方をしたら、宅地
で購入しますよね、それで自分の家を建ると、それで隣の宅地が余るとい

った場合、要用にして畑ですね。当然うちの固定資産税の税務課の職員も現地確認に行きますので、実際に畑なんかになっている方がおられることは事実ですね。それで過去にも何件かそういうケースがあります。

○川島委員 登記が山やったらいなり建ったちかまいそうなもんやに。いかんもんやろかね。

○事務局長 何かまああったんでしょかね。ただ畑は実際畑でした。山林の状態じゃありません。ここはね。

○議長 これは問題ないでしょう。はよしてもらわないかん。それでは、採決入ってよろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第2号1件については、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 はい。それでは議案書8ページになります。

10番。これは利用権設定の終期が近づいたため再設定するものです。場所は竹部の川田鮮魚店からさらに150mほど北にある畑で、借人の家のすぐ近くの土地になります。

ここでは、カボチャ等の野菜を作るとのことです。借人に場所を確認するために前任者が一度電話をしたところ、ちょうどその日もずっと畑で作業していたとのことだったそうです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

事務局から以上です。

○議長 続きまして、10番について、山田地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに10番朗読】

最初に●●さんの直接家に行ったら早もうスイカ植えたりとうきびを植えておりちょうど家の近くです。それで●●さんは元気やろかと聞いたら、●●さんはちょっとのうが悪くなって千寿園へ入院しているとのこと、電話確認をせないかんということでしたら奥さんが出まして間違いはないということでございます。

まこときれいに畑を早つくっちゃります。よろしくをお願いします。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決をいたします。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件については、事務局、委員さんから報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第3号1件は市に通知することに決しました。

○議長 それでは協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号1番。申請場所、所在地、橋上町神有。場所は、議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は主要地方道宿毛津島

線を進み、濱田商店の前のカーブを曲がり切った左側の土地で、昭和54年頃から耕作放棄し杉を植林し山林となり現在に至っております。

なお、非農地証明の登記地目につきましては、対象地目につきましては田2筆となっております。

続きまして、受付番号2番。所在地、平田町戸内。登記地目、畑5筆、田2筆。議案書11ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、高藪谷2318番3、2319番4につきましては、貝礎地区の改良住宅の入り口の左側の土地で昭和53年の宿毛市土地改良造成工事により現在は水路となっている。

続きまして巖洞駄馬2320番3につきましては、改良住宅の道路を挟んだ前の土地で平成元年頃より耕作放棄し資材置場として使用しております。

続きまして陣ヶ駄馬6795番につきましては、旧貝礎保育園跡地の前を直進し坂を登り切り右折した奥の土地で平成2年頃より耕作放棄し雑種地となっております。

続きましてカイソウ林2360番イ、2361番、これも改良住宅の前の奥に入った土地で平成元年頃より耕作放棄し竹林が生い茂った状態となっております。

続きまして亀ノ川東駄馬2488番、平田1号線を直進し、東部運動場方面に入った東平コミュニティセンターの前の高台の土地で平成元年頃より耕作放棄し雑種地となっております。なお、この土地については申請者より始末書が提出されております。

理由といたしましては、先程も申しましたように、平成元年ごろより耕作放棄し竹林等が生え雑種地になっておりましたが太陽光発電を設置したいということで土地を貸借しております。その土地を貸借するときこそそ広い土地に太陽光発電を設置しておりますけどそのうちの一部が面積にしまして99㎡です。この一部の土地の地目変更を非農地証明を提出されたということで、申請者からこのように農業委員会あてに始末書をいただいております。

それでは続きまして、受付番号3番。所在地、橋上町神有。登記地目、畑10筆。議案書12ページの位置図を見ていただきたいと思います。先程濱田委員から報告があった農地法第3条の土地の近くになります。

場所は主要地方道宿毛津島線を橋上方面に進み神有地区に入り、流川橋の前の小高い土地で畑2筆については、昭和45年に桧の植林をし山林となり、残り8筆の土地については、申請者の亡父が昭和48年に住宅等を建築し宅地となり現在に至っております。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。事務局の方からは以上です。

○議長 続きまして受付番号1番について、橋上地区担当の濱田委員さんお願いたします。

○濱田委員 **【議案書をもとに1番朗読】**
現況は、まったく木が生えて農地にはできないと思います。
●●さんにも確認しております。以上、よろしくお願いたします。

○議長 続きまして受付番号2番について、平田地区担当の西山委員さんお願いたします。

○西山委員 **【議案書をもとに2番朗読】**
2日に岩本委員と現地を確認に行きました。●●さんの携帯に電話して確認を行いました。いろいろ変ながやけど、よろしくお願いたしますということです。

○議長 続きまして受付番号3番について、橋上地区担当の濱田委員さんお願いたします。

○濱田委員 **【議案書をもとに3番朗読】**
先程事務局長からも詳しく説明があった通りでありまして、大きな木が生えておりこれはもう畑に戻る状態ではありません。そして8筆が現在家が建っている状態です。元の畑に戻すことは困難であります。
これは先程の3条の大阪の同じ方で電話をし、よろしくお願いたしますということでした。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○浦田委員 2番の現況、用悪水路のやつは水路？

○事務局長 水路です。水路ですね。あのですね、貝礎の改良住宅の入口の前の広場があるんですけどね、そこはかなり深めの水路があります。それで申請人は、用悪水路言うて出して来てますけど通常の水路ですね。

- 浦田委員 用水として使用しようが。
- 川島委員 用悪水路は聞いたことがない。
- 事務局長 あくまでですね、宿毛市の同和対策事業の一環で、改良住宅を建築した
と思いますけど、その時に水路が必要だということで、この工事のことは
宿毛市の土地造成工事、そういうことです。
- 浦田委員 そういうが。ちょっと思うて、用水路で田んぼがあるいうたら、非農地
しよったち行政がどんな扱いやろうかと思うて質問したがやけど。
- 議 長 表現がよくないわね。用悪はのけたらええがやね。水路で。
- 事務局長 のけたら水路ですね。
- 浦田委員 分かりました。
- 議 長 ほかにはございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 それでは採決に入ります。非農地証明3件につきましては、審議の結果、
問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、非農地証明3件については、証明するこ
とに決しました。
- 議 長 事務局より報告事項がございます。
- 事務局長 はい。私のほうから1件報告事項をさせていただきます。第773回宿
毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を附して送付した5条申請受
付番号17号について県より許可の決定がありましたので、この場を借り
て報告にかえさせていただきます。以上です。

○議 長 事務局からはないようですが、皆さんからは何かありませんか。

○田村委員 今回の資料の中に、高知女性農業委員ネットワーク便りというのが入っていて、大変みなさん熱心にやられてて感銘を受けたんですが、また来年は何か高知が会場になって会があるそうなので、また協力をお願いしますとのことでした。

○議 長 ありがとうございます。

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第774回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年4月5日

会　長

農業委員

農業委員